

三芳町ブロック塀等撤去・築造工事助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震等により倒壊するおそれのあるブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保することを目的とし、ブロック塀等の撤去工事等を行う者に対し、助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の助成金の交付に関しては、補助金の交付に関する規則(昭和52年三芳町規則第9号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 道路法(昭和27年法律第180号)の道路、建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する道路その他これらに類する道路をいう。
- (2) ブロック塀等 町内の道路に面したブロック塀等(コンクリート製の塀、ブロック塀、石積塀、万年塀その他これらに類する塀及び門柱)で、道路からの高さがおおむね80センチを超え、地震等により倒壊する恐れのあるものをいう。
- (3) 安全な塀等 倒壊の防止について十分配慮された鉄筋コンクリートブロック若しくはコンクリートの基礎に緊結されたフェンス又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に規定する技術的基準を満たす補強コンクリートブロック造の塀のうち、道路からの高さがおおむね60センチを超えないものをいう。
- (4) 町内事業者 町内に本店・支店を有する事業者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、町内において、ブロック塀等を所有し、又は管理する者であって、ブロック塀等の撤去工事を行う者とする。ただし、町税等を滞納している者は、助成対象者とならない。

(助成対象工事)

第4条 助成金の交付の対象となる工事(以下「助成対象工事」という。)は、ブロック塀等について、町内事業者が撤去する工事及び撤去する工事(全てを撤去する工事に限る。)の後に安全な塀等の築造する工事をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 地震等で倒壊するおそれのある部分が残存するもの
- (2) 撤去工事の完了後において、当該ブロック塀等の一部が道路からの高さがおおむ

ね60センチを超えて残存するもの

- (3) 建築物の新築、増築、改築又は移転に伴うもの
- (4) 建築物の解体に伴うもの
- (5) 公共事業の施行に伴うもの
- (6) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する開発行為に伴うもの
- (7) 販売若しくは賃貸等営利を目的として整地又は解体工事をする際にブロック塀等の撤去工事を行うもの
- (8) 第8条の規定による決定の前に締結された請負契約に係るもの

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める場合は、助成金の交付の対象工事とすることができる。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象工事に要する費用とする。

(助成金の交付額)

第6条 助成金の額は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 撤去工事 助成対象経費に3分の2を乗じて得た額又は撤去するブロック塀等の面積1平方メートル(0.1平方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てた長さ)につき15,000円を乗じて得た額のいずれか少ない方の額とし、20万円を限度とする。
- (2) 築造工事 助成対象経費に3分の2を乗じて得た額又は撤去するブロック塀等の面積1平方メートル(0.1平方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てた長さ)につき30,000円を乗じて得た額のいずれか少ない方の額とし、40万円を限度とする。

2 助成金の交付は、一敷地につき1回限りとする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、三芳町ブロック塀等撤去・築造工事助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる図書を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事費用の見積書の写し
- (2) 付近見取図

- (3) ブロック塀等の位置、長さ及び高さを記入した図面
- (4) 工事の実施前のブロック塀等の写真
- (5) 設計図書の写し(築造工事の場合に限る。)
- (6) 町が町税の納付状況等を確認することについて同意する旨の書類(様式第2号)
- (7) 施工業者の本店・支店の所在が確認できる書類
- (8) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、三芳町ブロック塀等撤去・築造工事助成金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更等承認申請)

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、第7条の規定による申請の内容を変更し、又は当該申請に係る撤去・築造工事を中止しようとするときは、三芳町ブロック塀等撤去・築造工事内容変更等承認申請書(様式第4号)に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、三芳町ブロック塀等撤去・築造工事内容変更等承認(不承認)通知書(様式第5号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第10条 交付決定者は、助成対象工事の完了後、速やかに三芳町ブロック塀等撤去・築造工事完了報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象工事実施時及び完了後の写真
- (2) 助成対象経費の支払を証明する書類
- (3) 請求書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(助成金の確定)

第11条 前条の規定による報告を受けたときは、速やかにこれを審査し、適正に行われたと認めるときは、三芳町ブロック塀撤去・築造工事助成金交付額確定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

- 2 交付決定者は、前項の規定による通知があったときは、町長に三芳町ブロック塀等撤去・築造工事助成金支払請求書（様式第8号）により助成金の請求をするものとする。
- 3 前項の請求は、第1項の規定による通知があった日の属する年度の2月末日までに提出しなければならない。
- 4 町長は、第2項の規定による助成金の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（返還）

第12条 町長は、交付決定者が、偽りその他の不正の手段によって助成を受けたとき又は関係法令等の規定に違反したときは、当該助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。